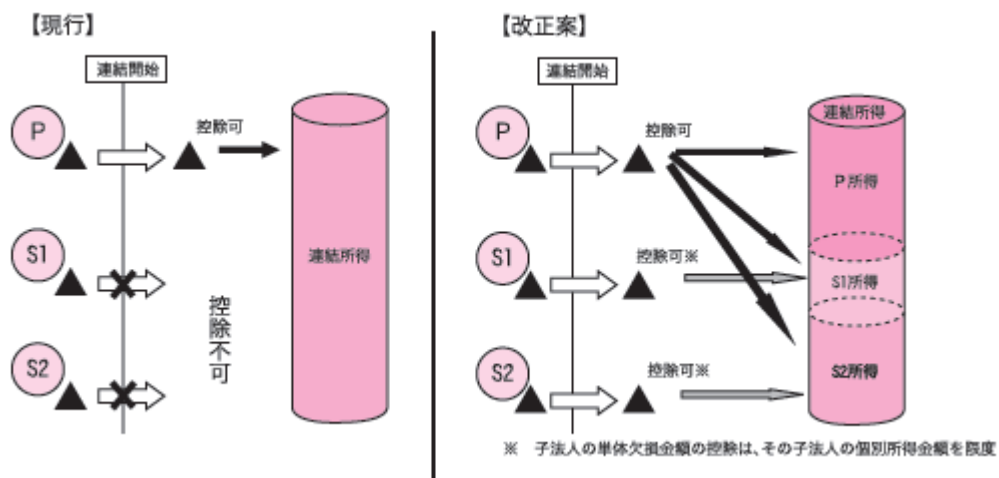


ポイント 繰り越された連結欠損金は、古い事業年度において生じた欠損金の順に連結所得から控除されます。

また、同一の事業年度において、特定連結欠損金と非特定連結欠損金とがある場合には、まず、特定連結欠損金が繰越控除され、その後に非特定連結欠損金が繰越控除されます。

A12 連結欠損金の繰越控除の適用順位は以下のとおりとなります。

連結法人	連結欠損金額	4年前	3年前	2年前	1年前	当連結事業年度
連結親法人 P						所得
	非特定欠損金額		③			
連結子法人 S1				④		欠損
	特定欠損金額					
連結子法人 S2						所得
	特定欠損金額	①	②	④		



(出典：国税庁)